

○伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行規則

平成8年3月29日

伊東市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例（平成8年伊東市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機の届出)

第2条 条例第9条第1項の規定による届出は、自動販売機設置届出書（第1号様式）を2部提出することにより行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、自動販売機（変更・撤去）届出書（第2号様式）を2部提出することにより行うものとする。

3 市長は、前2項の届出書を受理したときは、その1部に届出済印を押して返付するものとする。

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 工場、事務所等の敷地に設置し、当該関係者以外の者が利用できない自動販売機

(2) 建物の内部に設置し、当該建物に立ち入らなければ利用できない自動販売機（市長が必要があると認めるものを除く。）

(3) その他市長が届出を要しないと認める自動販売機

(軽微な変更)

第4条 条例第9条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同一敷地内において当該届出に係る場所から5メートル以内の変更とする。

(届出済証)

第5条 条例第10条第1項の規定による交付は、自動販売機届出済証（第3号様式）により行うものとする。

(紛失届出等)

第6条 条例第10条第3項の規定による届出は、届出済証（紛失・損傷）届出証（第4

号様式)を2部提出することにより行うものとする。

(回収容器)

第7条 条例第12条の規定により回収容器を設置しようとするときは、次の各号に掲げる要件を備えたものを自動販売機の設置の場所から5メートル以内で、空き缶等の投入に支障のない位置に設置しなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、空き缶等の散乱を防止するために十分な大きさを確保するものとし、特に飲食物を販売する自動販売機については、30リットル以上とすること。
- (3) 缶、瓶、燃えるごみ等分別識別の表示があること。

(事業者等に対する要請等)

第8条 条例第13条第1項に規定する要請は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止要請書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する報告は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止措置報告書(第6号様式)により行うものとする。

(勧告)

第9条 条例第14条に規定する勧告は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止勧告書(第7号様式)により行うものとする。

(勧告履行命令)

第10条 条例第15条に規定する命令は、ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止勧告履行命令書(第8号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

附 則

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

第1号様式(第2条第1項関係)

自動販売機設置届出書

年 月 日

伊東市長 様

住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称及び代表者)

印

電話番号 ー

次のとおり、自動販売機の設置をするので伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第9条第1項の規定により届け出ます。

(台のうち 台)

自動販売機	設置年月日又は設置予定年月日				
	形式・製造年月日				
	設置の場所				
	所有者	住所			
		氏名		電話番号	
	販売する飲料等の種類及び容器の種類		飲料等	<input type="checkbox"/> ジュース等 <input type="checkbox"/> 酒類 <input type="checkbox"/> たばこ <input type="checkbox"/> その他()	
		容器	<input type="checkbox"/> カン <input type="checkbox"/> びん <input type="checkbox"/> プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙類 <input type="checkbox"/> その他()		

(表)

回収容器	設置の場所				
	管理者	住所			
		氏名		電話番号	
	管理の方法	内容			
	材質	<input type="checkbox"/> 金属 <input type="checkbox"/> プラスチック類 <input type="checkbox"/> その他()			
容積	縦横高さ cm cm cm 容量 リットル × ×				

事業所の場所の見取図	(自動販売機及び回収容器の配置図)

(裏)

第2号様式(第2条第2項関係)

自動販売機(変更・撤去)届出書

年 月 日

伊東市長 様

住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称及び代表者)

印

電話番号 ー

次のとおり自動販売機設置届出に係る事項の変更・自動販売機の撤去をするので、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第9条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機の届出	届 出 年 月 日 番 号 第 号
届 出 の 種 類	<input type="checkbox"/> 氏名(法人にあつては、名称又は代表者名)の変更 <input type="checkbox"/> 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の変更 <input type="checkbox"/> 自動販売機の設置の場所の変更 <input type="checkbox"/> 回収容器の設置の場所の変更 <input type="checkbox"/> 回収容器の管理の方法の変更 <input type="checkbox"/> 撤去
変更又は撤去の 年 月 日	年 月 日
変更の 内 容	変更前
	変更後

注 1 該当する□にレ印を記入すること。

2 設置場所及び回収容器の変更においては、図面を添付すること。

3 撤去届出をするときは、届出済証を返付すること。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日
第 号

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例

自 動 販 売 機
設 置 届 出 済 証

届 出 者
連 絡 先 (電 話 番 号)
伊 東 市

「この届出済証は、道路等の占有を
認めたものではありません。」

10cm

第4号様式(第6条関係)

届出済証(紛失・損傷)届出書

年 月 日

伊東市長 様

住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称及び代表者)

印

電話番号 ー

自動販売機設置届出済証を(紛失・損傷)したので、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 年 月 日	年 月 日
届 出 済 証 の 番 号	第 号

添付書類

損傷した場合、損傷した届出済証

第5号様式(第8条第1項関係)

第 号
年 月 日

ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止要請書

住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者名)

伊東市長 印

あなたは、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第12条に違反しているので、同条例第13条第1項の規定に基づき、次の措置を講じるよう要請します。

該 当 地	
要 請 の 理 由	
要 請 の 内 容	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例(抄)

(回収容器の設置及び管理)

第12条 第9条第1項の規定による自動販売機の届出者は、規則の定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器をその機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(事業者等に対する要請等)

第13条 市長は、空き缶等が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は所有者等に対し、ポイ捨て及び空き缶等の散乱を防止するため、必要な措置を講じるよう要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者又は所有者等は、必要な措置を講じるとともに、その措置した内容について、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

第6号様式(第8条第2項関係)

年 月 日

ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止措置報告書

伊東市長 様

住 所(又は所在地)

氏 名(又は名称及び代表者)

印

電話番号 ー

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第13条第2項の規定に基づき、要請のあったポイ捨て及び空き缶等の散乱の防止について、次のとおり措置したので報告します。

該 当 地	
要請された事項	
必要な措置を講じた内容	
措置を講じた年月日	年 月 日

第7号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止勧告書

住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者名)

様

伊東市長 印

あなたは、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第12条及び第13条第2項の規定に違反しているので、同条例第14条の規定に基づき、次の措置を講ずるよう勧告します。

勧告事項	
勧告の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例(抄)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、消費者に対する啓発、空き缶等の回収容器の設置及びその適正な管理、空き缶等の再利用の促進並びに美観及び生活環境の快適性の確保に努めるほか、市の実施する施策に協力しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 第9条第1項の規定による自動販売機の届出者は、規則の定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器をその機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(事業者等に対する要請等)

第13条 市長は、空き缶等が著しく散乱していると認めるときは、その散乱に係る事業者又は所有者等に対し、空き缶等のポイ捨てによる散乱を防止するため、必要な措置を講じるよう要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業者又は所有者等は、必要な措置を講じるとともに、その措置した内容について、規則の定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第14条 市長は、事業者又は所有者等が第12条又は前条第2項の規定に違反しているとき、当該事業者又は所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

ポイ捨て及び空き缶等の散乱防止履行命令書

住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者名)

伊東市長 印

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例第14条の規定に基づき、 年 月 日付け第 号で必要な措置を講じるよう勧告したが、この期限までにこの勧告に従わなかったため、同条例第15条の規定に基づき、措置を講じるよう命令します。

命 令 事 項	
命 令 の 理 由	
措置を講じなければ ならない期限	年 月 日

伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例(抄)

(命令)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は所有者等が正当な理由がなく勧告に従わないときは、当該事業者又は所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第18条 第15条の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項及び第2項(撤去の場合を除く。)に規定する届出を故意に怠り、若しくは忌避し、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条の規定による命令に違反した者
- (3) 第16条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第9号様式(第11条関係)

(表)

契 印		第 _____ 号
身 分 証 明 書		
写 真 割 印	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
	上記職員は、伊東市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例第16条第1項に規定する職員であることを証明する。	
伊東市長		印

(裏)

- 1 本証は、伊東市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例に基づく、調査、指導等を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第1号様式（第2条第1項関係）

第2号様式（第2条第2項関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第8条第1項関係）

第6号様式（第8条第2項関係）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第11条関係）